

平成27年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成27年5月22日(金)

中央合同庁舎8号館1階講堂

演題 「被害者ノート」について

講師 稲吉 久乃氏(途切れない支援を被害者と考える会)

皆さん、こんにちは。私は、先ほどの紹介のとおり、任意団体の事務局長ですけれども、ふだんは皆さんと同じく役所で公務員として働いているので、今日は「被害者ノート」のことについてもですが、その活用が自治体の窓口でどのようにできるのだろうという話も織り込んでお話しできればなと思っています。

まず、その話の前に、途切れない支援を被害者と考える会の代表であります中野区議会議員の近藤さえ子から手記を預かってきておりますので代読したいと思います。

【犯罪被害者遺族(途切れない支援を被害者と考える会 代表 近藤さえ子氏の手記)

(議事概要のページからPDFファイルをご覧ください。)

続きまして、事務局長の私からお話をします。時間が足りないので、皆さんにお配りしている資料にレジュメ的なものがありますので、補って聞いていただければと思います。

先ほども申しましたとおり、私は、今日は途切れない支援を被害者と考える会の事務局長として呼んでいただいているわけですが、日ごろは犯罪被害者の窓口の職員として働いていますので、両側で考えたことも含めてお話をさせていただきたいと思います。

被害に遭われた方の状況は、先ほどの近藤先生の手記でほとんど述べられていますので、ここは後でご覧になっていただければいいと思います。例えば、被害直後にはこのような状態ですよとか、精神的な傷を負って、そのことから身体的にも症状が出ることもありますということです。

でも、被害直後というのは、ぼーっとして見えたり、逆に落ちついて見えたりしていて、支援が必要な状態となかなか理解されないこともあります。自分でもその支援が必要と思っていないこともあるわけです。でも、この困難な状態というのは、直後だけではないのです。中長期的というのですか、その方が被害に遭われてから一生涯苦しむ症状とかもあります。

先ほど近藤さんの手記の中にありましたけれども、「被害者支援というのは警察の仕事ではないの」と思っている方もいらっしゃるかと思うのですが、実は警察の支援というのは捜査の間に限られています。でも、自治体の支援というのは、その方が住んでいる限り続くと思います。しばらくたっても身体的な不調もまだ続いています。でも、このようにだんだん時間がたってくると、周りは、もうそろそろもとの生活に戻れると期待して、その

期待に応えようとどうにかしなければいけないと思うけれども、体が動かない。そんなことで余計苦しくなることもあります。

生活上の問題もたくさんあります。事件・事故が起こると、最近では精神的な支援が必要とよく言われます。例えば京都・亀岡の交通事件とかもありましたし、つい最近、豊中市で子どもたちの列に車が突っ込んだという事件があったときに、必ずその事件の報道の後に、列にいた子の精神的な支援ということが言われます。もちろん、それはとても必要ですけれども、この方たちの生活上の支援というのはちゃんとされているのかなと心配になります。

住宅の問題もとても大きいことです。捜査上の要請で一時的に使えないということだけでなく、事件現場になってしまって、そのままでは使用に耐えないということもありますし、近所のうわさに耐えられないとか、近くのスーパーに行けないとか。これまでの生活圏で住むことが難しいと感じる方もたくさんいらっしゃって、事件・事故後、引っ越しを希望される方は多くいらっしゃいます。

また、経済的な問題も大きくあります。生計の中心の方が亡くなったというだけでなく、誰か1人が具合悪いということは、その家計にとってはかなりの問題になるということです。

家族関係の変化もよく言われることです。事件・事故をきっかけに家族が手を取り合って協力できればいいのかもしれないのですが、お互いを支え合う精神的な余裕がなかなか持てないということもありまして、このような問題が起こることがあります。

そこで、途切れない支援を考える必要があるということです。

現在、犯罪被害者等基本法などによっていろいろなところで支援が始まっています。こちらに書いてあるとおり、警察、検察、裁判所、保護観察所、自助グループなどがあったり、病院があったり、いろいろなところで支援はやっているのですけれども、その間ができてしまう。ここにある四角と四角の間です。それぞれが被害者にとってまだまだ満足できるものではない上に、ぶつぶつと切れているために、被害に遭った後にちゃんと支援してもらっているという感じを受けないと聞いています。ぼろぼろになりながら、ご自分で支援の先を求めていくしかないという状態なのです。この状態が果たして犯罪被害者基本法の言う途切れない支援なのかということです。

では、途切れない支援というものがどんなものか考えてみました。事件・事故の後、すぐに寄り添う支援者がいて、被害に遭われた方と一緒に、その時々に必要なことを考えるということではないかと思うのです。地域の方々や医療機関、警察、いろいろなグループなどが被害に遭われた方を中心につながっていて必要に応じて支援を行う。こうすれば、それぞれの支援の限界がある中でも、被害直後の混乱した状態でも、被害に遭われた方が自分でいろいろ探して回る必要がなくなります。

私が本職として勤務している中野区では、犯罪被害者等相談支援窓口がこの寄り添う人になろうと思っています。自治体窓口を中心にネットワークを構築しておく。こうすれば、

被害に遭われた方とごろごろ転がりながら必要なことを一緒に考えていくことができるかもしれません。このときに、この「被害者ノート」を使って、この中の困り事リストと一緒にチェックして一緒に考えつつ進んでいけたらいいと思っています。

被害に遭われた方は、今、話したような混乱した状態の中、ご自分で支援の先を求めなければなりません。その中で、被害に遭われたということだけでなく、何で支援がないのだろうという悲しみ、苦しみを感じて、社会全体への不信感を感じたりしてきました。もしここに被害後すぐに寄り添う人がいて、一緒に考えていくことができたなら、自分がひとりで頑張らなくてもよくなります。このノートはそのためのツールとなると思っています。

このノートができ上がるまでの話をちょっとします。ノートづくり自体が自治体における支援と密接にかかわっているからです。

私が勤務する中野区役所は2008年に犯罪被害者等相談支援窓口ができました。自治体での支援というモデルがなくて、どうやってやったらいいかがわからなかったので、中野区の前に窓口をつくった杉並区、それから中野区、それから中野区と同じ年の7月に窓口をつくった多摩市という3つの自治体が集まって自主連絡会、勉強会をつくったのです。そのうち多くの関係機関が連携することが必要であるということで、この多くの方々に呼びかけて、次のスライドにありますけれども、定期的な勉強会を始めました。

この勉強会は、いろいろな被害がある中で、自治体の支援が特に求められる性暴力被害について考える会に発展していきました。被害に遭われた方を中心にこのような方々が一緒にいろいろなことを考えていきました。

「自分の肩書きをいったん置いて参加してね」とこちらに書いてありますけれども、例えば警察の関係者もいましたし、保護観察所とか検事さんとか、いろいろな方がその中野勉強会には来ていました。でも、肩書きとかは、私は部長だから・・・そんなことを言う人はいませんでしたけれども、私は だからというのは置いて知恵だけ頂戴と、勝手なことでもその勉強会をやってきましたのです。

自治体職員も多くいました。最初は、都内の職員のみ、先ほど言った3自治体だけでしたけれども、あちこちの研修会などで出会った神奈川とか近県の職員も集まってきています。

その勉強会で取り組んだことですが、主に、自治体における支援ということかということや、あとは、韓国の性暴力のワンストップ支援センターに視察に行ってきたメンバーが、証拠採取のキットを見ながら、日本ではまだ大阪SACHICOしかなかった時代に、ワンストップ支援センターをつくる夢を語り合ったりもしました。

また、PANSAKUという女性デュオのライブを行ったこともあります。PANSAKUは、愛知県を中心に、強姦被害に遭った経験をもとに歌をつくって性暴力について伝える活動を行っていた、今は休止中のデュオなのですけれども、その方のライブを行ったりもしました。

性暴力被害者の当事者の声を聞くという会もしたことがあります。彼女の話からも、できるだけ早く誰かがそばに寄り添うことが必要であるということを知ることができました。そして、その役割は、生活を支える仕組みがたくさんある自治体窓口が担うことが一番いいのだねということがわかりました。

2008年から行ってきた勉強会なのですが、2011年11月に転換を図ります。2011年11月、ハートバンドという団体が開催した全国大会で、ある交通犯罪被害の当事者に会ったことから転換が始まりました。ハートバンドというのは2005年に設立した団体で、犯罪被害者の権利擁立と支援の充実に求めています。毎年、その犯罪被害者集会に合わせて全国大会を開いています。この会に毎年参加させていただいていたのですが、2011年の会のときに、皆さんの前で自治体の支援についてちょっとお話をさせていただいたのです。そのお話が終わった休憩のとき、ある当事者の方がいらっしゃって声をかけてくださいました。ご自分が事件に巻き込まれた後に、混乱の中、書きとめていたノートがあるけれども、誰でもが事件・事故後に書き込んでいけるようなノートを考えたいから協力してくださいということでした。

彼女は、交通犯罪の被害ということでイメージしていたのですが、私は、交通犯罪だけでなく、被害に遭われた方がご自分で書き込んでいけるノート、どんな犯罪であっても、その被害に巻き込まれた後にご自分で書き込んでいけるノートにしたほうがいいのではないのかなということで、彼女に許可をとって、もともとあった中野勉強会にかかわってくださった当事者の方々にご協力をいただいて、この会を立ち上げることになりました。

新たに加わったのが、殺人事件のご遺族、交通犯罪のご遺族、それから強姦事件の当事者の方、小さいときに性虐待を受けた方、ストーカーの上暴行を受けて重い後遺障害が残った方などにも声をかけて集まっています。さらに、ハートバンドなどで知り合った日本全国の被害当事者の方々にもメールでご意見を伺いながらつくっていきました。

最初は、殴り書きとは言いませんけれども、こんなような感じのイメージが何ページにもわたって書いてありました。私がハートバンドで出会った発案者がノートをつくりたいと思った理由が最初の1回目の検討会で話されました。「自分でつくったノートが37冊にもなった。市役所では、市民課でも年金課でも国保でも同じ話を何度もさせられる。そのあげく、うちではできないと言われる。被疑者には、弁護士会がつくった被疑者ノートがある、国費で弁護士もつく。被害者は、被害直後からいろいろなことに苦しみながら裁判などに臨まなければならない。リーフレットをたくさん渡されるが、いっぱいあり過ぎてどれが大事かわからない。」そういう意見だったのです。それでノートをつくりたいということです。ずっとやってきたわけです。

これが、注意事項として書いておきたいと思った事項です。最初のアイデアはこのようなメモ書きなのです。例えば、ここに書いてあるのですけれども、相続放棄など聞いたことがないという方がほとんど。私も聞いたことがなかったのですけれども、そういうことだとか、損害賠償請求に使えるかもしれないから必ずレシートをとっておきましょうとか、

そういった情報を書いてほしいなど、そういうイメージが最初からあったのです。

これは、加害者の健康状態と書いてありますけれども、健康状態だけでなく、例えば、いつ逮捕されたとか、その罪状認否。認めているか認めていないかとか、こういった加害者の情報が必要だと。こういった案が様々あったわけですが、一つ一つ文言を丁寧に検討して、このように書くと被害に遭われた方に伝わりにくいのではないかと、きつい言い方になっているのではないかと、順番はどうなのだとか、様々考えました。

皆さん、後でノートをごらんになっていただくといいと思うのですが、例えば加害者の情報を書くページ、ここに入れてはありますけれども、最初のほうにあると、余りにも嫌なことなので、その後が進まないのではないかとか。でも、そこにないと、後ろのほうに載っていても書けないからだめだとか、そのような検討をいろいろ進めています。

いろいろな検討ということなのですが、例えば、議論の中で出たこととしては、トルウェブ形式のノートはどうか。例えば「犯罪被害者ノート」とアクセスすると、そのページが表れて、自分で打っていけるものがないのではないかとということも出ました。でも、それでは子どもや高齢者が使いにくくなるのではないかとか、まず手書き形式のノートを作成して、それが普及された後にウェブ形式のノートをつくるということではどうかということ、あと、ノートを書くときに誰か横にいてもらいたいとか。例えば、できないことを助けてもらうとか、支援者を見つけるということ、ひとりで頑張らなくていいのだよということがこのノートの隠されたテーマなどということも途中の検討の中で出てきた話です。

このノートができ上がって皆さんのお手元にあります。それは去年の7月にきちんと印刷ができたものですが、そこに至るまでに2年間検討してきました。月に1回からそれ以上、毎週集まっていた時期もあります。みんなで肩書きとか役職を置いて平らな関係で話し合ってきたのです。そもそもこのノートが何を指すのかとか、この中でノートはあくまでも支援者から心を込めて手渡すというコンセプトが必要というか、ぼんと平積みにおいておいて、はい、どうぞ持って行ってくださいというやり方ではなくて、一緒に書いていきましょうとか、手渡すことが大事だということがこの中で話されています。一緒に泣きながら、悔しがりながら、怒りながら、隣に座って書き込むという行為自体が支援になるというように打ち出していくことに決めました。なので、ウェブ形式だとそこが至らないので、物として皆さんにお配りすると決めただけです。

様々な検討の中にノートの名前の検討もありました。最終的には「被害者ノート」となって、表紙はローマ字表記になりましたけれども、最初は「(仮称)事件事故ノート」にしていました。表紙のイメージも様々な中からこれに決めました。どこかの何かの表紙が菊の花だったということがあって、その菊の花を見て、まだ亡くなったと信じたくないのにとショックを受けたという声もありました。例えば桜というのは結構使われるかもしれないのですが、桜の花を見て、一緒に花見をしたことを思い出して辛いという方がいらっしゃる。例えば『千の風になって』という歌がありますね。あれも、ぴったりくる被害ご遺族もいらっしゃるし、風になんかならなくてもいいから横にいてほしかったと

いう方もいらっしゃる。なので、何か具体的にイメージができるものというのは余りよくないのではないかとということで、最終的にはこの虹のような色。しかも、はっきりと色が分かれているのでなく、何となく優しい感じのパステル調のものになっている。

その色も、暗いばかりではない。寒色系というか、青っぽいものもあるし、やわらかい色も使っています。暗いばかりではないのだというメッセージ。あと、上のほうは白っぽくて、下のほうになるとだんだん色があらわれているような形になっていますけれども、最初は自分自身がそこにいてレースのカーテンの向こうにいるような感じがしている、何か舞台を見ているようだとかいろいろな表現をされますけれども、そういう感じがしているのが、だんだん色とかが出てきたというのからこのような色使いにしています。そんなこともじっくり時間をかけて話し合っています。

皆様の今後の活動に役立つと最初に申し上げたのは、このノートをつくる過程で当事者の方のご意見と支援する立場の者の知恵を本当にじっくり練り合わせながらつくってきたというこの会のあり方なのです。私たちの区役所の仕事の中でもそのことが随分財産になった気がしています。

被害に遭われた方の団体などでは、違う立場やいろいろな主張があって、お互いに相入れないこともあります。それは仕方がないことです。でも、検討会の中でいろいろな団体に所属している方にご協力していただきましたけれども、「お互いが被害を受けて悲しみを抱えながら生きているのだね」ということで気持ちの交流などもありました。皆様の自治体の中でも支援ネットワークなどもあるかと思いますが、そのようなときにちょっと思い出していただければと思ってお話ししました。

先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、このノートの活用方法です。もし活用されるとしたら、先ほどもお伝えしましたがけれども、このノートはどこかに置いておいて、「はい、持って行ってください」という方法はとりません。被害当事者の方へは会のメールアドレスなどにご連絡をいただいて、一冊ずつ手渡す気持ちで、皆さんのほうにも資料としてお配りしていると思うのですが、使い方のお手紙が入っています。「被害に遭われた方へ」とか、そのようなことが書いてあると思うのですが、そういうお手紙つきで送付していません。無償でお配りしています。

ほかに、警察とか、検察とか、民間支援団体とか、県の方とか、様々な方にお問い合わせをいただいておりますけれども、支援者向けの使い方のお手紙も多分入っていると思うのですが、それをつけてお送りしています。その手紙のほかに、できれば横に座って、怒ったり泣いたりしながら一緒に書き込んでくださいとお願いの手紙も入れています。

この冊子の77から78ページの手続一覧をご覧ください。これだけ見ても、かなりがっかりする量だと思うのです。これはまだ一部かもしれません。ご覧になっていただきたいのですが、もしこれが亡くなった方のためのことであれば、先ほど近藤代表の手記にありましたけれども、最愛の方を葬るための手続です。それを淡々と事務的に進めることができ

ないということはおわかりになると思うのです。でも、それは淡々と進めないといけないうらいのボリューム、量なのです。

例えば銀行の預貯金の相続手続。下のほうに書いてあると思うのですが、たった1,000円でも膨大な手続があります。例えば相続となると、産まれてから全ての戸籍を取り寄せることになるのですけれども、遠くの市町村に連絡して、何が必要かと聞いたりするとか、戸籍を仕事にしたことがある人にとっては何でもないことかもしれませんが、私は保健師なので全然知らなかったのです。改製原戸籍とか、何のことか全然わかりませんでした。ホームページで逐一確認しながら手続を進めなければいけない。本当に疲れます。ぜひ自治体の職員がこのような手続の手伝いをしてほしいなと思います。そして、このような手続関係のお手伝いを一緒にできれば、被害に遭われた方も自治体窓口への信頼度がぐんと増すと思います。

基本は一緒に書いていくわけで、本当に書き込むことが大変なのだ。先ほどもちょっとお話ししましたが、20ページの加害者の情報なども苦しくなると皆さんおっしゃいます。でも、この情報をすんなりと受け取れるのは、実は加害者側の身柄が警察にあるときだけだったりするので、そのときに聞かないとわからないということもあるのです。例えば、住所とか連絡先等は、身柄がいるときには比較的教えてくれることもあります。でも、それが検察に行ってしまうと、その状態ではもう聞けないということになってしまう。聞ける期間があるので、そういうことを皆さんがわかっていて、このように情報をもらったらどうでしょうかみたいなことが必要ということです。

先ほどお伝えしたように、困り事リストを一緒に書くと、自分たちの窓口でできることが見えてくることもありますので、お勧めです。窓口にいらした時点では、お互いになるのですけれども、窓口の人もわからないし、被害に遭った方もわからないということもあります。書くのが辛いことをひとりで書くということは、トラウマ体験を掘り返すことになって、ストレス関連の症状を悪化させることにもなりかねないので、自治体職員以外でも別に構わないのですが、誰でもいいので一緒に書きたいところから書いてくださいとお勧めしています。

例えば74ページの家族とか自分の体調のページなども書きやすいかもしれません。これも忘れてしまうのですね。例えば自分は薬を飲んだのかどうか。ご飯は食べたくないとおっしゃる方は多いのですけれども、食べたのだから食べないのだから。これはイメージとしては、林間学校とか臨海学校の前に何か書かされますね。私は親になってから、そういえばそんなことがあったなと思うのですけれども、便通とか、体温とか、ご飯を食べた食べないみたいな、そういうのがイメージとしてそこにあるわけです。そういうものというのは、日常生活がどこかへ行ってしまふ。司法とかの流れにごろごろと転がされていく感じの中で、あっ、そうか、「日常生活」ってあったよねというのを被害者自身も思うし、あとは、支援する側も、そうそう、生活だよとっていただけるためにそのページがあります。

困っていることが分かったら、一つ一つその方の思いに従って一緒に解決の道を探って

いく。当たり前のことですけれども、被害に遭われた方は一人一人違います。同じ事件のご遺族、同じご家族の中でもどういう立場か。配偶者なのか、子どもなのか、親なのかなどによって捉え方が全く違うことは当たり前です。なので、最初はどううまくいかないかもしれません。うまくいかなかったら、何でうまくいかなかったのだろうという原因を探って、どこと関係をつくっておこうと考えるということで、次の支援がうまくいくようになると思います。

先ほどお話ししたように、途切れない支援のためには誰かが被害当事者とともにいることと同時に、周りを囲む関係者があらかじめ手をつないでおくことが大切です。そうすれば、例えば検察の被害者支援室の　　さんにつなごうというイメージが湧いて、被害に遭われた方にも、　　さんという方がいるから行ってみましょうとか伝えれば、行ってみようかなと思われるかもしれません。少なくともこのノートにある関係機関とは自治体の窓口としてはきちんと関係をつけていくことが必要なと思います。

これは最後の話です。このノートは、たくさんの方にとってもいいという評価を受けています。しかし、どんなマニュアル本もそうですが、このノートだけで被害に遭われた方のニーズが全て解決ということがあるわけがありません。自治体の窓口の職員としては、時間とお金を使って研修などを受けることをお勧めします。何冊か本を読めば分かるというわけではなかったというのが私の実感です。様々な研修を受けて、また被害に遭われた方の団体とか支援団体の集会に出させていただくなどして、多くの方々としっかり関係をつくるのが大切だと思います。ここに挙げた研修は、特に私が受けてとても役に立ったことです。最近の話題としてはLGBTですね。性的マイノリティーと言われる方々のことだとか、SWというのはセックスワーカーのことですね。かなり被害に遭ったりすることが多いということもありますので、こんなようなことも知識だけでも得ておくことがとても大切だと思います。

事件・事故には、突然、理不尽に巻き込まれることが多いものです。被害に直面した途端に、様々な手続とか、警察、検察、裁判所など司法の手続に巻き込まれるような生活になります。でも、この被害当事者の方々がこのノートに書き込むことで、自分で何とか生きていっているという感覚を取り戻すことができたらいいなと思っています。

ありがとうございました。(拍手)